

日本のリース会計基準の現状と動向および課題
— 所有権移転外ファイナンス・リースに関わる問題を中心に —

The Status quo and the Subject of the Lease Accounting Standard in Japan
— Focus on the Concept of the Finance Lease without the Lordship Transference —

2006年
第37号

胡 丹

日本のリース会計基準の現状と動向および課題

— 所有権移転外ファイナンス・リースに関わる問題を中心に —

胡 丹*

The Status quo and the Subject of the Lease Accounting Standard in Japan
— Focus on the Concept of the Finance Lease without the Lordship Transference —

Hu, Dan

Abstract

This paper tries to analyze the status quo and the movement of the lease accounting standard in Japan, while focusing on the concept of the Finance Lease without the Lordship Transference. The Finance Lease without the Lordship Transference which is one part of the finance lease in Japan is a concept peculiar to Japan. If one transaction is been decided as a Finance Lease without the Lordship Transference, the account of the capital and the debt of the lease could be off-balance. This paper focuses on the Finance Lease without the Lordship Transference, analyzes the content of the lease accounting standard in Japan, exams the problems among the lease accounting, the impairment accounting and the tax accounting.

要 約

本稿は「所有権移転外ファイナンス・リース」をキー・コンセプトとし、それに関わる問題を中心に取り上げ、日本のリース会計基準の現状および動向を分析し、課題を提示しようとするものである。本稿は6節で構成されている。Iでは日本のリース会計基準に関わる最近の動向や背景を記述する。IIでは日本の現行リース会計基準の内容を分析し特徴を明らかにする。IIIでは日本のリース会計基準の特徴である所有権移転外ファイナンス・リースの適用実態を検討する。IVでは所有権移転外ファイナンス・リースに関わる減損会計および税務会計問題を検討する。Vでは国際的潮流の中における日本のリース会計基準の特徴と方向性を分析する。VIでは結論を述べ今後の課題を提示する。

I はじめに

本稿は日本のリース会計基準の現状および動向の精査と、問題点分析を目的としている。

ヨーロッパ連合(EU)は2005年から国際会計基準(以下、IASと略す)を導入した¹。EUで資金調達を行っている日本の会計基準に従う日本企業にとって、2007年以降に追加的な情報を開示しなければ

* 早稲田大学アジア太平洋研究センター 助手

ならないことから生じる「2007年問題」は経済界や学会において脚光を浴びている。追加情報の項目リストには、リース会計基準に関する項目はないが、日本のリース会計基準が国際的会計基準（IASやアメリカの会計基準）と実質的に異なることは大方のコンセンサスとなっている。一方、日本における会計基準たとえば企業結合の会計基準の改正が大きく展開されたことなどに比べ、リース会計基準の改訂の遅れが目立っているように見える。

こうした背景の中、企業会計基準委員会（ASBJ）は2005年10月14日、リースで取得する機械などの設備を資産計上する会計処理に一本化する方向で、リース会計基準を見直す方針を決めた。これにより、特定のリース資産を貸借対照表に計上せずに済む現行の例外規定は廃止する見通しになっている（日本経済新聞朝刊2005年10月15日付け）。

そこで、本稿は日本のリース会計基準の現状と内容および動向の分析を通じて、今後のリース会計基準改訂の議論に貢献したい。本稿の構成は以下の通りである。まずⅡでは、現行のリース会計基準の概要をまとめる。次にⅢでは、日本のリース会計基準の中の独特な概念である「所有権移転外リース」の適用実態を説明し、そのオン・バランス化処理の意義を検討する。さらにⅣでは、所有権移転外リースの会計基準に関わる会計問題として減損会計と税務会計を取り上げ分析する。加えてⅤでは、リース会計基準に関する国際的潮流を述べる。最後のⅥにおいて、本稿の結論と今後の課題を示す。

Ⅱ 現行リース会計基準の概要

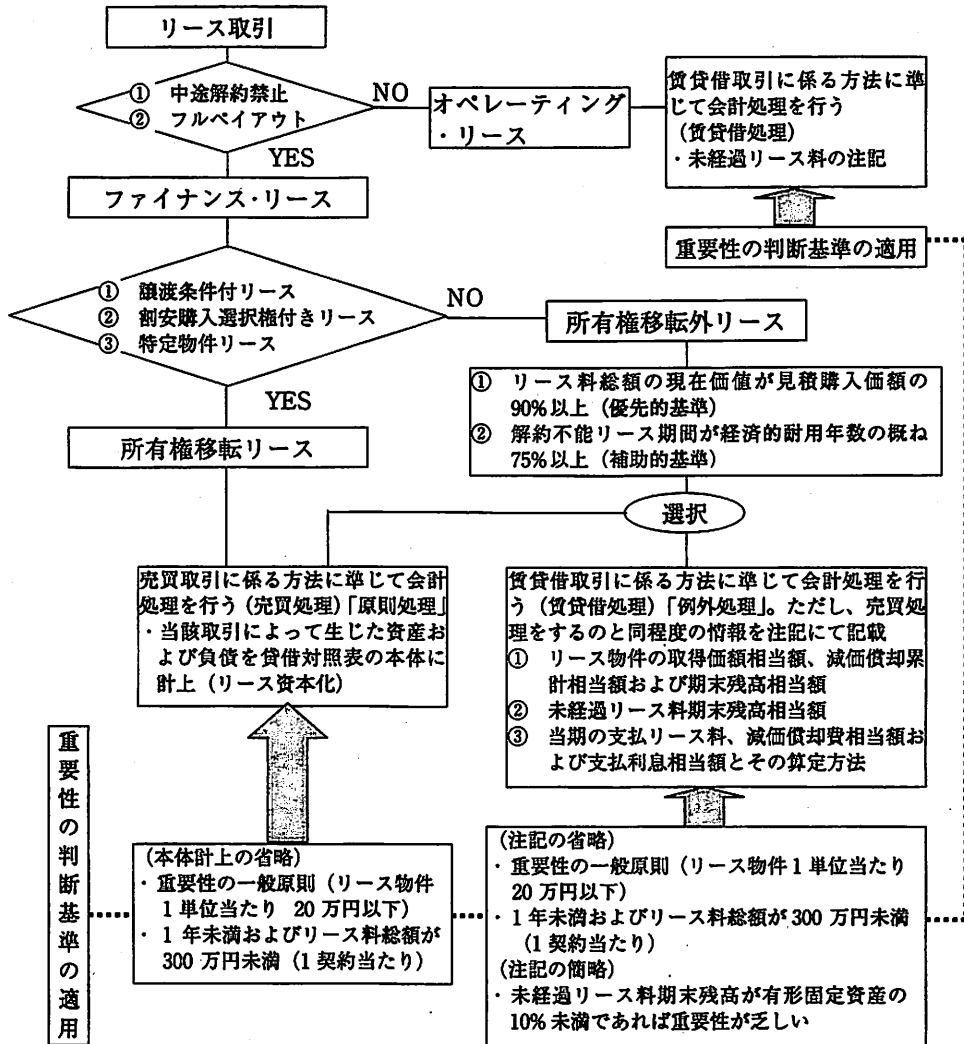
現在のリース会計基準に関わる会計実務の基となっているのは主に、1993年6月に企業会計審議会により設定された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下、「リース会計基準」と略す）と1994年1月に日本公認会計士協会により設定された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（以下、「実務指針」と略す）の2つである。本節では上記の会計基準の内容を精査し、リース会計基準の概要をまとめる。

【図表1】は日本におけるリース会計基準の概要をフロー・チャート式でまとめたものである（借手の立場のみ）。まず、リース取引とは、「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引をいう（「リース会計基準」、一）。

リース取引のうち、①実質中途解約不能、②フルペイアウトという2つの条件を満たす取引はファイナンス・リース取引となる（「実務指針」、二）。オペレーティング・リース取引はファイナンス・リース取引以外の取引である。ここで、フルペイアウトとは、借手はその物権からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、その使用に伴って生じるコストを実質的に負担するものとされる（「実務指針」、二・1・（2））。

ファイナンス・リースのうち、①譲渡条件付リース、②割安購入選択権付リース、③特定物件リースのいずれかのケースに当てはまる場合、所有権が借手に移転したと見なされ、所有権移転リースとなる（「実務指針」、二・2・（1））。また所有権が借手に移転すると認められるもの以外のリース（所有権移転外リース）については、①リース料総額の現在価値が見積購入価額の90%以上、②解約不能のリース

【図表1】リース会計基準の概要



出所：紙（2003）、226頁の図を参照の上、筆者が作成した。

注：リース会計処理の手順の記述は借手側のみを考えた場合のものである。

期間が当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であるなら、ファイナンス・リースと判定される（「実務指針」、二・二・（2））²。

ファイナンス・リース取引の会計処理は、原則として売買処理（「原則処理」）とし、当該取引から生ずる資産・負債を貸借対照表に計上する。その際の計上価額は、リース料総額から合理的な割引率にて算出した現在価値である。しかしながら、所有権移転外リースの場合、売買処理した時と同じ程度の財務情報を注記することを条件として賃貸借処理（「例外処理」）が容認されている（【図表1】を参照）。

リース取引の開示に関して、重要性的判断基準の適用があり、一定の条件の下で資産計上及び注記の省略と賃貸借処理を行う場合の注記の簡略化が認められている。

このように、日本における現行のリース会計基準は「経済的実質優先思考」を基本的思考として掲げ、ファイナンス・リース取引の範疇となった取引に関しては、原則として売買処理としている。しかし、ファイナンス・リースであっても所有権移転外リースの場合における賃貸借処理の容認は、結果的に同一の取引について異なった会計処理がなされる事態に発展する可能性を示唆している。所有権移転外リースという日本独特な概念を掲げ賃貸借処理への道を容認したのは、日本の現行リース会計基準の特徴である（日本現行リース会計基準と各国のとの差異はV節で検討する）。

Ⅲ 所有権移転外リースの適用実態とオン・バランス化処理

前節では現行のリース会計基準の概要について記述し、所有権移転外リースの会計処理に関しては売買処理と賃貸借処理という2つの選択肢が日本企業にはあることを述べた。本節においては、所有権移転外リースにスポット・ライトを当て、所有権移転外リースの場合に売買処理がどの程度採用されているのか、企業のディスクロージャーの実態について検討していきたい。

【図表2】 所有権移転外リースの処理方法
(単位：社数、%)

	連結	個別
	企業数 (構成比)	企業数 (構成比)
売買処理	3 (0.3%)	2 (0.2%)
賃貸借処理	1,048 (99.7%)	1,264 (99.8%)
計	1,051 (100.0%)	1,266 (100.0%)

出所：リース事業協会 (2003)、4頁を参考に筆者が作成した。

【図表3】 所有権移転外リース取引の注記状況
(単位：社数、%)

	連結	個別
	企業数 (構成比)	企業数 (構成比)
注記あり	1,037 (99.0%)	1,245 (98.5%)
注記省略	11 (1.0%)	19 (1.5%)
計	1,048 (100.0%)	1,264 (100.0%)

出所：リース事業協会 (2003)、4頁を参考に筆者が作成した。

【図表2】は日本企業における2002年度の所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理方法の採用状況を表している。99%以上の企業は所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理をしていることがわかった。【図表3】は日本企業における所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記の状況を示している。所有権移転外ファイナンス・リース取引を行った98%以上の企業が注記をしていることがわかった。注記を省略している企業は「1件当たり300万円以下のリース契約のため注記を省略している」旨の記述をしている。

ここでは数字的裏づけを省略するが、【図表2】と【図表3】から読み取れる状況は2002年度のものだけではなく、リース会計基準ができた1993年以来共通した利用状況だった。つまり、所有権移転外ファイナンス・リース取引を行っている日本企業の大部分が賃貸借処理を行い、それに関する注記を行っているのは、日本におけるリース取引の利用実態である。リース会計基準によれば、所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理を採用した場合の注記の開示様式は次のようになる。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	機械及び装置	工具・器具・備品	その他	合計
取得価額相当額	×××	×××	×××	×××
減価償却累計額相当額	×××	×××	×××	×××
期末残高相当額	×××	×××	×××	×××

② 未経過リース料期末残高相当額

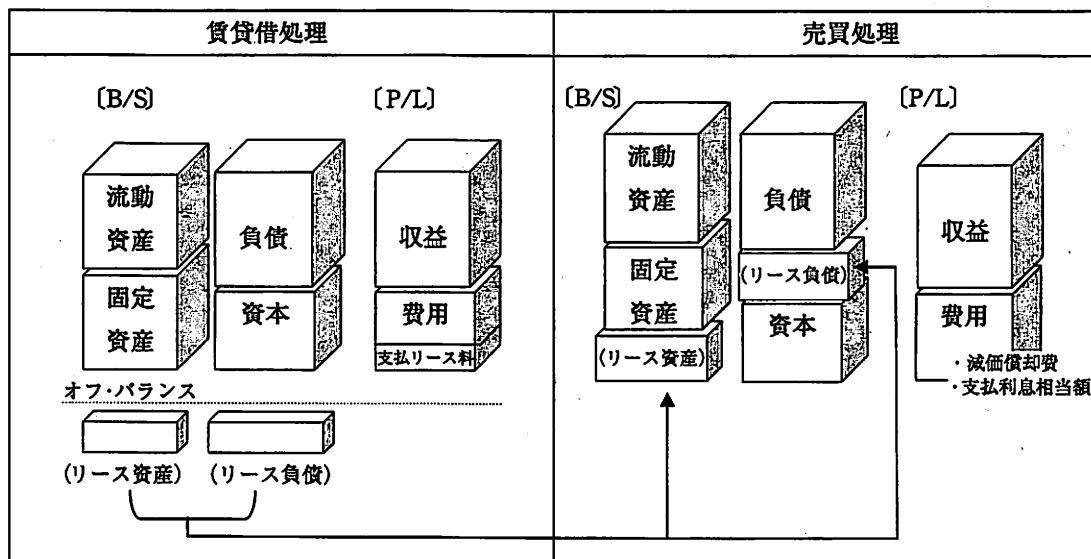
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	×××	×××	×××

③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	×××
減価償却費相当額	×××
支払利息相当額	×××

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

【図表4】所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化処理



また、所有権移転外ファイナンス・リースに対して賃貸借処理の例外規定を廃止し、売買処理に一本化するという最近のASBJの方針は貸借対照表と損益計算書に対して影響を及ぼす（【図表4】を参照）。貸借対照表（B/S）に対する影響は、まず「リース資産」を「資産」に、「リース負債」を「負債」に計上することから生じる。また資産は毎期の減価償却費を、負債は支払リース料のうち元本返済部分だけ減少する。

損益計算書（P/L）に対する影響は、まずリース期間にわたり、「減価償却費」と支払リース料のうち「支払利息相当額」を費用処理することから生じる。また費用の額が現在の税務上認められた損金額（支払リース料）と一致しないため、現段階では毎期の申告調整が必要となる。

IV 所有権移転外リースの会計基準にかかわる会計問題

現行のリース会計基準の改訂に深くかかわる会計基準として、減損会計と税務会計がある。本節では減損会計基準におけるリース取引の取り扱いや問題点、リース会計基準に絡む税務会計問題を検討する。

【図表5】リース取引と減損適用

資産の調達方法		減損会計適用	減損処理の方法
購入	自 社 保 有 資 産	○	該当する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げる。
リース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引	○	該当するリース資産の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げる。
	所有権移転外ファイナンス・リース取引	○	未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなし、リース資産に配分された減損損失は、「リース資産減損勘定」等の科目で負債計上する。
	オペレーティング・リース取引	×	オペレーティング・リース取引で調達したリース資産を含む資産グループのキャッシュ・フローに支払リース料が含まれるので、間接的に減損処理に影響する。

2002年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という）および2003年10月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、「減損適用指針」という）は固定資産の減損処理について規定している。規定上、固定資産のみならず、所有権移転外ファイナンス・リース取引であるがゆえにオフ・バランスになっているリース資産についてもその対象としている（【図表5】を参照）。

すなわち、借手側が所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃貸借取引にかかる方法に準じて会計処理を行っている場合、当該リース資産（グループ）について、そのリース資産の未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなして、減損会計基準を適用する。またリース資産に配分された減損損失が重要性のある場合、「リース資産減損勘定」等（負債の部）に計上し、リース契約の残存期間にわたり定額法により取り崩され、各事業年度の支払リース料と相殺される（「減損適用指針」第60項）。

所有権移転外ファイナンス・リース取引における資産が減損会計の対象になるという事態は、資産の多くをリース取引で調達している企業にとっては新たな問題となったと見られる（西田（2005）、40頁）。

一方、ASBJは2004年3月の「所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」の中、「リース取引をめぐる日本の会計問題は、リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算主義をとる税制と密接に関連しているために、税務処理を考慮せざるを得ない」という見解を示してい

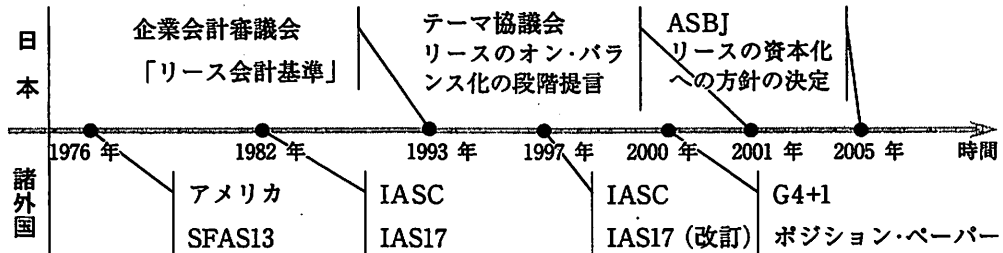
る。なぜなら、企業が税務基準で支払リース料の損金算入を意識すれば、リース会計基準では、必然的に「例外処理（賃貸借処理）」選択となるという税務会計とリース会計とのロジックがあるからである。リース会計を変更するのであれば、税務会計もそれに合わせて修正すべきではないかという議論がある。

このように、現行リース会計基準とその要である所有権移転外リースと深いかかわりを持つ会計として、減損会計と税務会計がある。減損会計に関する現実問題として、所有権移転外リース取引における資産が減損会計の対象になるという事態への企業の対応が問われる。一方、現行リース会計基準との切り離しが困難な税務会計は、現行リース会計基準の改定に伴う変更・修正・再解釈が現実問題となりつつあろう。

V リース会計基準の設定の動向と国際的潮流

日本では2001年11月1日、ASBJに対して有識者からなる「テーマ協議会」はリースについて2段階での審議テーマを提言した。短期的テーマで優先的に解決すべきテーマとして「所有権移転外ファイナンス・リースのオフ・バランス処理の再検討」（オン・バランス化）、また中長期テーマとして、「オペレーティング・リースのオン・バランス化処理の研究」が挙げられた。そこで2002年7月23日、第17回ASBJにおいて「リース会計専門委員会」が設置され、2002年8月5日にそのリース会計専門委員会において所有権移転外ファイナンス・リースのオフ・バランス処理の見直し（オン・バランス化）についての審議が開始された（所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化についてはⅢを参照）。

【図表6】リース会計基準設定のタイム・テーブル（「日本」対「諸外国」）



また海外のリース会計基準設定の動向をまとめると下記のような主な動きがある。アメリカではアメリカ財務会計審議会（FASB）が1976年11月に財務会計基準書第13号（以下、「SFAS13」と略す）を公表した。国際会計基準委員会（IASB）は1997年12月に国際会計基準第17号の改訂版（以下、「IAS17（改訂）」と略す）を公表した。一方、2000年2月にG4+1がポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの実施」(Position Paper, Leases: Implementation of a New Approach, 以下、「ポジション・ペーパー」と略す)を公表した³。

【図表6】は日本および諸外国におけるリース会計基準設定の時期を図式化したものである。日本の1993年の「リース会計基準」はアメリカやIASBの動きを踏まえての会計基準の設定と理解されうる（日本とアメリカとIASBの基準の差異について【図表7】を参照）。またテーマ協議会の提言やASBJの決

定も G4+1 や IASB とアメリカの動向を意識しているものであろう。一つ評価され得るのは、G4+1 のポジション・ペーパー公表の翌年に、日本がそれに対応するリースのオン・バランス化の段階提言を行ったことである (G4+1 について【図表 8】を参照)。今までの対応の遅れを考えれば、早い段階での対応として評価されうる。

【図表 7】は日本基準を SFAS13 と IAS17 (改訂) と比較して作成したものである。基本的アプローチやリースの識別基準などの項目を検討した場合、3 つの基準の間において差異があるとは見えない。しかしながら、日本のリース会計基準が所有権移転外ファイナンス・リースという分類を行い、一定の注記を条件にリースの賃貸借処理を容認したことは、日本のリース会計基準の特徴であり、アメリカや IASC のとの違いであるといえる。

【図表 7】リース会計比較表

項目	日本基準 (1993、1994)	SFAS13 (1976)	IAS17 (改訂) (1997)
リース会計の適用	原則ファイナンス・リースは資産と負債を計上 ただし所有権移転外ファイナンス・リースは賃貸借処理を認める。その場合、注記開示が義務付けられる。	資本リース (ファイナンス・リース) は資産と負債を計上	同左
基本的アプローチ	リスク・経済価値アプローチ	同左	同左
リース識別基準	① 所有権移転 ② 割安購入選択権 ③ リース期間が経済的耐用年数の 75% 以上 ④ 最小リース料の総額の現在価値がリース資産の公正価値の 90% 以上 ⑤ リース資産の特殊用途	同左 (ただし、左記 ⑤ の基準はない)	① 所有権移転 ② 割安購入選択権 ③ リース期間が経済的耐用年数の相当部分 ④ 最小リース料の総額の現在価値がリース資産の公正価値の大部分 ⑤ リース資産の特殊用途 (ただし、具体的数値は明示されない)
ファイナンス・リース資産	「売買処理」リース資産 (最小リース料の割引現在価値) を計上。減価償却は資産の経済耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間で行う。	同左	同左
ファイナンス・リース負債	最小リース料の割引現在価値。リース支払額は利息法で元本と利息を認識。	同左	同左
オペレーティング・リース	「賃貸借処理」	同左	同左

出所：石井 (2002)、42 頁を参考の上、筆者が作成した。

注①：リース会計処理の手順の記述は借手側のみを考えた場合のものである。

②：リスク・経済価値アプローチ (risk and rewards approach) とは、資産の所有に伴う「リスクと経済価値」が実質的に移転するリースをファイナンス・リースと規定するアプローチである。

諸外国のリース会計基準に関して最も前進的といわれるのはG4+1のポジション・ペーパーである。ポジション・ペーパーでは、リース契約から生ずる重要な権利・義務を資産・負債として計上する「資産・負債アプローチ」を採用するとしている。そのうえで、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を撤廃して、原則としてすべてのリースをオン・バランス化するというドラスティックな提案が行われている。またポジション・ペーパーでは、第三者間の公正な取引であると認められる場合には、取得資産の原価は公正価値によって測定するとしている。

さらに、ポジション・ペーパーでは、分割可能な単位または構成要素について、支配が他に移転した場合にはその認識を中止し、留保分はその存続を認識するとする「構成要素アプローチ (components approach)」を利用している。IAS17 (改訂) とSFAS13と比較して、上記のポジション・ペーパーの特徴を表したのは【図表8】である。

このように、日本のリース会計基準は所有権移転外リースという特殊な枠組みを設け、アメリカやIASCのリース会計基準との差異が見られる。それゆえ、日本のリース会計基準は、資産・負債アプローチを利用しファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別せずにオン・バランス化するというアプローチを取るG4+1のポジション・ペーパーとの隔たりがさらに広がる。日本のリース会計基準が世界のものと同様に二周遅れていると指摘されたのは、日本のリース会計基準とG4+1の差異を強調するものであると考えられる。

【図表8】IAS/SFASとG4+1ポジション・ペーパーの比較

	IAS17 (改訂) /SFAS13	G4+1ポジション・ペーパー
会計モデル	取得原価主義会計	取得原価主義会計
利益観	収益・費用アプローチ	資産・負債アプローチ
リースの識別	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの識別	特に識別しない
アプローチ	リスク・経済価値アプローチ (実質割賦購入)	構成要素アプローチ (財産使用权の取得)
認識	物件の引渡し時点	物件の引渡し時点
測定	<ul style="list-style-type: none"> ・割引現在価値 (契約時のリース金利または追加借入金利で割り引く) ・リース資産は配分による償却 ・リース負債は当初スケジュールに基づいて償却 	<ul style="list-style-type: none"> ・割引現在価値 (契約時のリース金利または追加借入金利で割り引く) ・公正価値評価 ・リース資産は配分による償却 ・リース負債は当初スケジュールに基づいて償却
購入及び更新オプション	リースの識別の1要素 特に独立処理されない。	個別に公正価値評価
残価保証	同上	同上
会計処理の特徴	ファイナンス・リースに識別される場合、借手側はリースの資本化を行い、資産は経済耐用年数に基づいて減価償却を行う。	すべての要素を公正価値で評価。 <借手側> リース資産=財産使用权 リース負債=リース支払義務
その他未履行契約との関連性	貸手側は引渡し時点で履行済みとなる。別個の取扱い	貸手側は引渡し時点で履行済みとなる。別個の取扱い

出所：石井 (2002)、44頁を参考の上、筆者が作成・加筆した。

VI 結論と今後の課題

本稿はリース会計基準の改訂の機運というタイミングを計り、①日本の現行リース会計基準の内容を分析し、その特徴を明らかにした、②日本のリース会計基準における独特な概念である「所有権移転外リース」の適用実態を検討した、③リース会計基準にかかわる減損会計および税務会計問題を検討した、④国際的潮流の中の日本のリース会計基準の特徴と行方を分析した。

また本稿における分析を通じて、次の5点が明らかになったものと考ええる。

- (1) 日本における現行のリース会計基準は「経済的実質優先思考」を基本的思考として掲げている。日本のリース会計基準の特徴は、所有権移転外ファイナンス・リースという日本独特な概念を掲げ賃貸借処理への道を容認したことにある。
- (2) 日本におけるリース取引の利用実態は、所有権移転外ファイナンス・リース取引を行っている日本企業の大部分が賃貸借処理をし、それに関する注記を行っていることである。この場合、注記の内容としては、①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額、②未經過リース料期末残高相当額、③当期の支払リース料、減価償却費および支払利息相当額、④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法、がある。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は貸借対照表と損益計算書にそれぞれ影響を与える。また、所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランス化した場合に費用額となる「減価償却費」と「支払利息相当額」は現段階の税法の下、税務上認められた損金額（支払リース料）と一致しないため、申告調整が必要となる。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リースをはじめとする日本のリース会計には、減損会計や税務会計が深く関わっている。まず、現実問題として所有権移転外ファイナンス・リース取引による資産が減損会計の対象になるという事態への企業の対応が問われる。また、現行リース会計基準と切り離せない税務会計に対して、現行リース会計基準の改定に伴う税務会計の変更・修正・再解釈は現実問題となろう。
- (5) 日本のリース会計基準の内容設定は、諸外国（アメリカやIASB）の会計基準の内容を踏まえての設定となっている。日本のリース会計基準の設定の動きに関しては、最新のG4+1のポジション・ペーパー（2000）論点を早い段階において議論したことなど、評価できる点がある。しかし、全体として、所有権移転外ファイナンス・リースという特殊な枠組みを設けている点で、アメリカやIASBのリース会計基準との隔たりは大きい。

本研究における今後の課題として2点が挙げられる。第1に、日本独自の「所有権移転外ファイナンス・リース」を設けた経済的合理性を検討することである。第2に、所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランス化すれば、どのような経済的影響があるのかを分析することである。

（本研究は早稲田大学特定課題（課題番号：2005B-399）の補助を受けている。）

脚 注

- 1 国際会計基準委員会 (IASB) が公表してきた会計基準は、従来国際会計基準 (IAS) と呼ばれているが、IASB の後身となる国際会計基準審議会 (IASB) が2001年以降に公表する会計基準は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard; IFRS) と呼ぶことになっている。本稿は便宜上、IASB と IASB が作成した会計基準を IAS と呼ぶ。
- 2 本稿では「所有権移転外ファイナンス・リース」と「所有権移転外リース」と同意義である。
- 3 G4+1とは、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよびIASBから構成されている、会計基準の国際的調和化を視野に入れた会計基準の策定を目的とするワーキング・グループである。現在、その活動は停止されている。ポジション・ペーパーについての詳細はたとえば、茅根 (2002) がある。

参考文献

- Financial Accounting Standard Board (FASB) (1976), Statement of Financial Accounting Standard No.13, "Accounting for Leases."
- International Accounting Standards Committee (IASB) (1982), International Accounting Standards No.17, "Accounting for Leases."
- International Accounting Standards Committee (IASB)(1997), International Accounting Standards No.17 (revised), "Leases."
- Nailor, H. Andrew, L. (2000), "Leases: Implementation of a New Approach," FASB (G4+1 Position Paper).
- 石井 (2002)、石井 明「わが国リース会計基準の現状と諸課題－目的適合性のない会計基準の矛盾の深化－」『証券アナリストジャーナル』33-46頁、2002年10月。
- 紙 (2003)、紙 博文「リース会計の理論と制度」多賀出版。
- 紙 (2005)、紙 博文「日本のリース会計－税務処理を中心として－」『経営情報研究』第13巻第1号、15-36頁。
- 企業会計基準委員会 (2003)、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」。
- 企業会計基準委員会 (2004)、「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」。
- 企業会計審議会 (1993)、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」。
- 企業会計審議会 (2002)、「固定資産の減損に係る会計基準」。
- 須田 (2004)、須田一幸編著「ディスクロージャーの戦略と効果」森山書店。
- 坂井 (2005)、坂井映子「リース会計 (1) - オンバランス化の根拠と資産認識の範囲」『企業会計』第57巻第7号、94-96頁。
- 茅根 (1999)、茅根 聡「オペレーティング・リースの資本化スキーム」『会計』第156巻第6号、51-66頁。
- 茅根 (2002)、茅根 聡「リース会計基準の行方－G4+1ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて」『会計』第161巻第1号、12-27頁。
- 茅根 (2003)、茅根 聡「わが国リース会計基準の改訂問題をめぐって」『会計』第163巻第4号、72-84頁。
- 茅根 (2005)、茅根 聡「わが国のリース会計基準をめぐる展開－オンバランス化議論を踏まえて－」『リース研究』第1号、1-20頁。
- 日本公認会計士協会 (1994)、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」。
- 西田 (2005)、西田俊之「新しいリース取引のスキームと会計処理－減損会計の導入に伴う動き」『経理情報』No.1077、39-43頁。
- 花堂 (1998)、花堂靖仁「わが国におけるリース会計の現状と課題－リースの認識領域拡大の可能性－」『会計』第153巻第2号、58-77頁。
- リース事業協会 (2003)、「リース情報の開示と「賃貸借処理」削除の影響－「リース会計基準見直し」関連特別調査「リース」1-20頁。